

■ 4条1項11号

不服 2023-010353

<本願商標>

「K G C」(標準文字)

第37類「車検のための自動車の修理又は整備, 自動車の修理又は整備, 車検のための自動車の修理又は整備に関する助言及び情報の提供, 自動車の修理又は整備に関する助言及び情報の提供, 車検のための二輪自動車の修理又は整備, 二輪自動車の修理又は整備, 車検のための二輪自動車の修理又は整備に関する助言及び情報の提供, 二輪自動車の修理又は整備に関する助言及び情報の提供, 自動車のガラスの交換, 自動車のガラスの補修又は修理, 自動車の窓に対するフィルムの施工, 自動車の撥水加工・ポリマー加工・ワックスがけ等のコーティング処理, 盗難防止用に自動車のガラスに車台番号を刻印する施工, 衝突被害軽減ブレーキ用車載カメラの修理又は保守, 衝突被害軽減ブレーキのための自動車用レーダー探知機の修理又は保守, 自動車の部品及び附属品の修理又は整備,・・・他」

<結論>

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標：**K C C**

第37類「建築一式工事, しゅんせつ工事, 土木一式工事, 舗装工事, 石工事, ガラス工事, 鋼構造物工事, 左官工事, 大工工事, タイル・れんが又はブロックの工事, 建具工事, 鉄筋工事, 塗装工事, とび・土工又はコンクリートの工事, 内装仕上工事, 板金工事, 防水工事, 屋根工事, 管工事, 機械器具設置工事, さく井工事, 電気工事, 電気通信工事, 熱絶縁工事, 水道施設工事, 消防施設工事, 清掃施設工事, ダム工事, 地盤改良工事, 船舶の修理又は整備, 船舶の建造, 航空機の修理又は整備, 自転車の修理, 自動車の修理又は整備, 鉄道車両の修理又は整備, 二輪自動車の修理又は整備, 写真機の修理又は保守, 写真機械器具の修理又は保守, エレベーターの修理又は保守, 火災報知機の修理又は保守, 事務用機械器具の修理又は保守, 暖冷房装置の修理又は保守,・・・他」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標について

本願商標は、・・・、「KGC」の欧文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字に相応して「ケージーシー」の称呼を生ずるものであり、これは、辞書等に載録されている語ではなく、特定の意味合いをもって親しまれている語ともいい難いから、造語として看取されるものである。

したがって、本願商標は、「ケージーシー」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

(2) 引用商標について

引用商標は、・・・、「KCC」の欧文字を普通に用いられる方法で横書きしてなるところ、その構成文字に相応して「ケーシーシー」の称呼を生ずるものであり、これは辞書等に載録されている語ではなく、特定の意味合いをもって親しまれている語ともいい難いから、造語として看取されるものである。

したがって、引用商標は、「ケーシーシー」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

(3) 本願商標と引用商標の類否について

本願商標は、「KGC」の文字を表してなるのに対し、引用商標は、「KCC」の文字を表してなるところ、共に3文字という短い文字構成において、第2文字目における「G」と「C」の明確な差異を有することから、両者は外観上相紛れるおそれはないとすべきである。

また、本願商標より生ずる「ケージーシー」の称呼と、引用商標より生ずる「ケーシーシー」の称呼を比較するに、両者は共に6音よりなり、中間の「ジー」と「シー」の音に差異を有するものである。

そして、これらの差異音は、母音を共通にするものであるとしても、「シー」の音は澄んだ音として聴取される清音であるのに対し、「ジー」の音は重く響く濁音であり、その音質において明らかに相違するものである。

また、本願商標と引用商標のように、アルファベットの3文字を配列してなる商標は、一気一連に発音されるというよりも、1文字1文字を区切って発音される場合が多いことから、発音上のかかる事情と上記の音質の差異とを考え併せれば、該差異音の称

呼全体への影響は決して小さいものとはいえず、両商標より生ずる称呼をそれぞれ一連に称呼するときは、全体の語調語感が異なり、称呼上相紛れることなく、十分区別し得るというのが相当である。

さらに、両商標は、いずれも特定の観念を生ずることのない造語であるから、観念において比較することはできない。

そうすると、本願商標と引用商標とは、観念において比較できないとしても、外観及び称呼において相紛れるおそれはないから、これらを総合して全体的に考察すると、両者は非類似の商標というべきである。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標と類似する商標ではないから、その指定役務について比較するまでもなく、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は、取り消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「**KGC**」と引用商標「**KCC**」は、観念において比較できないとしても、外観及び称呼において相紛れるおそれはないから、これらを総合して全体的に考察すると、両者は非類似の商標というべきである、と判断されました。

両商標がともに同音数の称呼からなり、相違する1音が清音と濁音の差にすぎない場合は、称呼上類似するというのが、基本的・伝統的な商標の類否判断の考え方となります。

したがって、本事件のように、両商標の構成上の違いが、欧文字の「C」と「G」だけで、称呼上の違いも「シー」と「ジー」のみというケースでは、商標の類否が比較的問題になりやすいと言えます。「C」と「G」は、欧文字の外観としてもよく似ています。

この点、本審決では、本願商標「**KGC**」と引用商標「**KCC**」は、外観上相紛れるおそれはないと、きっぱり言い切っています。

また、称呼についても、アルファベットの3文字を配列してなる商標は、一気一連に発音されるというよりも、1文字1文字を区切って発音される場合が多いこと等を理由として、

称呼上相紛れることなく、充分区別し得ると認定しています。

一般的な称呼の類似に関する考え方として、両商標の称呼の違いが、比較的是っきりと発音される語頭音にある場合は、聴別が可能であるという認定がされやすい傾向があります。一方で、両商標の称呼の違いが、消えるように発音され得る語尾音にある場合は、聴別が困難であるという認定がされやすい傾向があると言えるでしょう。

本事件のように、両商標の称呼の違いが中間音にある場合は微妙なところですが、審決では、「ケージーシー」と「ケーシーシー」とでは十分に聴別可能と判断された次第です。

なお、過去の商標審決においても、両商標の構成上の違いが欧文字の「C」と「G」だけというケースでは、その類否が争われたものが比較的多く見られます。

たとえば、「**CRAVITON**」と「**GRAVITON**」(不服 2017-9944)、「**GTX**」と「**CTX**」(不服 2014-1023)、「**GEM**」と「**CEM**」(不服 2012-11103)、「**SGS**」と「**SCS**」(不服 2007-23992)等は、非類似と判断されています。

その一方で、「**SNCS**」と「**SNGS**」(不服 2009-16307)、「**SMFC**」と「**SMFG**」(不服 2006-17882)、「**ARGO**」と「**ARCO**」(不服 1999-17713)等は、類似と判断されています。

このような過去の審決例を見てみると、それらの違いが語頭にある場合には、やはり商標非類似と判断されやすい傾向があると言えそうです。

最近の業界内では、「拒絶査定不服審判の請求まですれば、たとえ多少似ている商標があっても最終的には登録が認められる」という風潮があるように思います。しかし、原則的・基本的な商標の類否判断の考え方を重視することは、やはり依然として大切でしょう。拒絶査定不服審判の請求までするには、それなりの時間・費用・労力を要するものであり、出願人にとっては、できれば避けたいところです。

まだ変更が可能な早い段階で、商標調査などによって本事件の引用商標のような商標を発見した場合、弁理士としては、依頼人に商標の再考を提案するのが誠実ではないかと、当職は考える次第です。

(弁理士 永露 祥生)
< 2024年4月1日 >